5月は消費者月間です。「消費者保護基本法(消費者基本計画法)」が 1968 年 5 月に施行され、その施行 20 周年を機に、88 年から毎年 5 月が「消費者月間」とされました。消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発事業を集中的に行っています。

消費者庁が設定した今年の全国統一テーマは、「考えよう!大人になるとできること、気を付けること~18歳から大人に~」です。4月から成人年齢は18歳になりました。大人になるとできることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行うことが重要です。また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のため、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることも求められています。この機会に、周囲の大人も含め、みんなでより良い消費行動について考えてみましょう。

県消費生活センターでは、18日から31日まで県庁1階ホールにおいて、パネル展示などを行います。また、県立図書館では31日まで県金融広報委員会と共催した連携展示を開催中です。ぜひご覧ください。

このほか通年の取り組みとして、「消費生活サポーター」というボランティアを随時募集しています。センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報をセンターへ提供したりするのが主な活動です。満18歳以上で消費生活や消費者問題に関心があり、県内で活動できる個人・団体であれば、どなたでもご応募いただけます。

サポーターの皆さまには、サポーターの役割や活動例、悪質商法の手口などをまとめた「ハンドブック」をお渡しし、活動の参考としてご活用いただいています。また、タイムリーな消費生活情報の提供や研修会を開催し、消費生活に関する知識を身に付けることができます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

問い合せや申し込みは、県消費生活センター(023-630-3237)までお気軽にどうぞ。